

第2次豊田市成年後見制度利用促進計画

第2次豊田市再犯防止推進計画

豊田市重層的支援体制整備事業実施計画

の策定における基本的な考え方について

1 豊田市では、第3次地域福祉計画・地域福祉活動計画（地域福祉計画）に包含する形で、以下の3つの法定計画を策定

- (1) 成年後見制度利用促進法に基づく『成年後見制度利用促進計画（後見計画）』
 - (2) 再犯防止推進法に基づく『再犯防止推進計画（再犯防止計画）』
 - (3) 社会福祉法に基づく『重層的支援体制整備事業実施計画（重層計画）』
- ※ 本市においては第2次計画の策定

2 策定における基本的な考え方

後見計画・再犯防止計画

- ◎ 現行計画において多機関協働の支援体制、取組の方向性の整理等を進めることができ、基盤が固まった。今後、地域共生社会の実現に向け、より多様な主体や取組と連携し一体的に推進するため、地域福祉計画に包含する
- ① 計画の目指す姿は本体計画である地域福祉計画と共通
- ② 計画に基づき実施する取組・事業については、地域福祉計画に溶け込む形で掲載
- ③ 個別の取組や事業に関する協議や意見交換、情報共有、取組の評価等は、それぞれの計画を推進する会議体（学識、専門家等）において実施（現：成年後見・法福連携推進協議会、再犯防止推進委員会）
- ④ 各会議体において挙げた課題等については、代表する委員を通して社会福祉審議会地域福祉専門分科会に諮る
- ⑤ 各計画の現状と課題に加え、本編に溶け込んだ取組・事業を再掲し、「成年後見制度利用促進計画」「再犯防止推進計画」としてまとめて掲載（「資料2」P7参照）

重層計画

- ◎ 重層的支援体制整備事業は、地域共生社会実現に向け、住民の複合・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するための取組であり、地域福祉計画推進における基盤となる考え方・体制であることから、地域福祉計画に包含して策定する
- ① 計画の目指す姿は本体計画である地域福祉計画と共通
- ② 本市における「重層的支援体制整備事業」に関する考え方、推進体制等については、地域福祉計画を構成する要素として溶け込む形で掲載
- ③ 取組の推進においては、重層「市民」共働チーム（若年性認知症当事者、障がい当事者、子育て中ママ、大学生等）から重層関係所属等がヒアリングを受ける機会を設け、「市民参画」での評価を実施
- ④ 重層事務局（よりそい支援課）は、当該評価を踏まえた改善策等をまとめ、社会福祉審議会地域福祉専門分科会に報告
- ⑤ 地域福祉計画本編に記載した「重層」部分について切り出し、「重層的支援体制整備事業実施計画」としてまとめて再掲（「資料2」P7参照）

<現行計画概要>

位置づけ：「成年後見制度の利用の促進に関する法律」の第14条第1項に規定される市町村計画
「豊田市地域福祉計画・地域福祉活動計画」に関連する個別計画

計画期間：令和2年度から令和7年度まで

主な取組：とよた市民後見人の育成・共働、包括的な相談窓口の開設、社会福祉連携推進法人による法人後見実施に向けた支援 等

現状

- 現行計画においては、とよた市民後見人養成講座の実施や、成年後見制度の支援を性質ごとに分解し、多様な主体が特性を活かして支援を分担・連携する「意思決定支援モデル事業」の実施など、各種取組を着実に進めることができ、成年後見制度の認知度向上や市民後見人バンク登録者に占める受任者の割合が34%(全国平均22%)に達するなど、目指すべき方向性どおりに施策を進めることができた。
- 計画の目的達成状況についても、評価指標である「後見人等が選任された1年後に申立て当初の課題が解決された割合」が81.1%となり、権利擁護支援が必要な市民に高水準の効果をもたらしたといえる。

課題

- 法福協議会におけるこれまでの議論から、現行計画に残された課題を①後見人の担い手不足、②意思決定支援の浸透、③身寄りのない市民への支援の充実、④権利擁護基金の充実、⑤民法や社会福祉法の改正を踏まえた対応、⑥包括的な相談支援体制との一体的な体制整備、⑦社会参加支援との連動、⑧計画の評価、の8つに整理
- 地域福祉計画に包含されることから、他の取組と連携した方策や、市民との共働による評価手法の検討を進める

主な取組(地域福祉計画における位置づけ)

- 権利擁護支援の担い手づくりと活躍支援【重点(1)ー④】：市民後見人養成講座 等
- 市民参画と多機関協働による身寄りのない高齢者等支援【重点(2)ー②】：身寄りのない人の相談窓口設置 等
- 市民参画と多機関協働による意思決定支援【基本(2)ー①】：意思決定フォロー講座 等
- 配慮が必要な人への社会参加支援【基本(4)ー②】：多世代参加支援プロジェクト
- 権利擁護支援の新たな仕組みへの対応【基本(5)ー⑤】：中核機関(市・後見センター)の体制強化 等

<現行計画概要>

位置づけ：「再犯防止推進法」の第8条第1項に規定される市町村計画
「豊田市地域福祉計画・地域福祉活動計画」に関連する個別計画

計画期間：令和4年度から令和7年度まで

主な取組：刑事司法関係機関と連携した入口・出口支援、更生保護団体への補助事業、弁護士によるサポート事業 等

現状

- 本計画策定段階から国の機関(地方検察庁、矯正管区、刑務所、少年院、保護観察所等)や県の機関(地域生活定着支援センター)、民間団体(弁護士会、社会福祉士会、就労支援事業者機構、保護司会、協力雇用主会等)とヒアリング、議論を通して連携に向けた関係性を構築してきた。
- 現在、本市においては「重層的支援体制整備事業」を活用し、支援対象者を受け止め、入口支援・出口支援いずれにおいても適切な支援につなぐ体制が整備されており、刑事司法関係機関との連携により本人の地域移行を支援する事例が増えてきている。
- 刑事司法関係機関や国・県の機関との共同研修等を通し、本市の支援スキームや事例を周知することをきっかけに事案の相談につながるケースがあるなど、連携体制も着実に強化されてきている。

課題

- 特に入口支援においては、刑事司法関係機関からの相談から本人との対面までタイトなスケジュールになることが多いため、よりスムーズな連携に向けた連携の強化が必要
- 刑余者の生活基盤を整える上で重要な住居の確保に向けた理解啓発等の取組が引き続き必要
- 保護司や協力雇用主等が活動しやすいよう、支援が必要

主な取組(地域福祉計画における位置づけ)

- 社会支援活動の担い手支援【重点(1)ー⑥】：保護司の情報交換機会の提供による連携強化 等
- 生活再建に向けた居住支援【基本(4)ー④】：住宅確保要配慮者への環境整備 等
- 多機関協働による総合的な再犯防止の推進【基本(5)ー④】：刑事司法関係機関と連携した入口・出口支援の実施

- 重層的支援体制整備事業とは、住民の複合・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、①相談支援（包括的相談支援事業、多機関協働事業、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業）、②参加支援、③地域づくりを一体的に実施する事業である。
- 本市では「重層的支援体制推進事業」として実施しており、以下の2点が大きな特徴である。
 - ① 特定の所属・機関のみで相談支援の3事業を実施するのではなく、多様な所属・機関がこれら事業の主体を担っている
 - ② 民間事業所等の任意の集まりとして「とよた多世代参加支援プロジェクト」を設け、既存で地域にはない新たな支援メニューを創出する取組を進めている
- これらを踏まえ、重層的支援体制の中で多様な主体が普段から集う場や研修等の機会を用いて目標設定・評価等の協議を進めている。

地域福祉計画における重層計画の位置づけ・再掲イメージ



第7章 豊田市重層的支援体制整備事業実施計画

- 1 基本理念 (めざす姿) ※ 地域福祉計画と共通
- 2 基本的な考え方
 - (1) 豊田市における包括的な支援体制の基本的な考え方
 - (2) 豊田市における重層的支援の基本的な考え方
- 3 豊田市における重層的支援の仕組み
- 4 地域福祉計画で重点化する取組との関係性
 - (1) 重層研修体系による重層人材育成の考え方
 - (2) 重層的支援体制と支援の仕組みの関係性
- 5 重層的支援体制の評価の仕組み：3要素のロジックモデル
 - (1) 地域づくり
 - (2) 参加支援
 - (3) 相談支援

